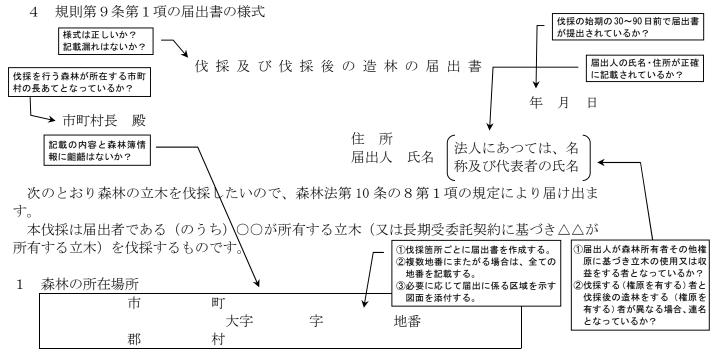
### 3 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)



2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり



- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

		(伐採する者の住所・	氏名)
1	伐採の計画	小数第2位まで記載されているか (第3位で四捨五入されているか)?	
	伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)	
	伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率 %	
	作業委託先		
	伐 採 樹 種		
	伐 採 齢		
	伐採の期間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	集材方法	集材路・架線・その他( )	
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m    1	始期は届出年月日以降 30~ 90 日となっているか? 伐採の期間が1年を超える
2	備考		場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか?
		l "	i員3m超で、その面積が ha 超となっていないか?

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

### 造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

### 1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画



①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しての用途に供される場合を除く。)②市町村森林整備計画に定確な生活が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率が大工林の場合、人工造林が計画されているか?
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか?

							$\overline{}$	
皆伐の場合:	備計画に定める人工造林をすべる 戈採が終了した日を含む年度の多 大塚が終了した日を含む年度の多	翌年度の初日から起算し	て2年以内	/[:	夏数の樹種を造林す □記載されているか 		ごと	
1八人の物口・1	伐の場合:伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間 植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町							
							定める人工造林	
(2)								
		造林の期間	造林樹種	樹種別の	樹種別の	作 業	鳥獣害	
		垣本の朔間	1旦/小倒 1里	造林面積	植栽本数	委託先	対 策	
	, - >4 LL	<b>\</b>						
	人 工 造 林			1	*			
	(植栽・人工播種)			ha	本			
			古町村森林敕	#計画に定める王4	 		ろか 仕垣が	
	天 然 更 新				の初日から起算して		971.º [X]XVI.	
	(ぼう芽更新・	<b>V</b>						
	天然下種更新)		①天然更新又	は森林以外の用途	 に供されることが	計画されている	5場合に本欄	
	人 然 下 悝 史 利 丿		が全て記載で	されているか?				
	5年後において	<b>¥</b>	②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されてい					
	適確な更新が		ない場合に、	その時点から 2.5	年以内に造林する記	†画となってい	<b>るか?</b>	
	たされたい場合							

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

		<b>\</b>				
2	備考		①伐採後の用途が森林以外 ②転用面積は 1ha 以下か?	(転用)	である場合、	その用途が記載されているか?
<b>Z</b>	加与					

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

### 4 届出書の記載例

### ① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

			4	可们4年10月1	. P
市町村長	殿			<b>K</b>	伐採の始期の 30~90 日前
		住 所	$\bigcirc\bigcirc$ F	<b>持○○町1-2</b> -	であり、適正。
		届出人			

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

- 2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり
- 3 備考

○○国立公園普通地域

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

住 所  $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc$ 町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

1	伐採の計画	全ての地番の合計面積を記載する。	
	伐 採 面 積	2.00ha (うち人工林2.00ha)	
	伐 採 方 法	主伐 皆伐 択伐) · 間伐 伐採率 100%	
	作業委託先	(有)○○林業	
	伐 採 樹 種	スギ	
	伐 採 齢	50	- 伐採の始期が届出日以降 30
	伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日	【∼90日であり、適正
	集材方法	集材路・架線・その他 ( )	
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m	

0	備考
Z	11田 45

注音事項	7,7	ميل . ا	-	-
	·/¬	$- \rightarrow$	. =	18
	-√ -		-	ナ只

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

1

### 造林計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

H		主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。
	造林の方法別の造林面積等の計画	
	造林面積(A+B+C+D)	2. 00ha
	人工造林による面積(A+B)	2. 00ha
	植栽による面積(A)	2. 00ha
	人工播種による面積(B)	- ha
	天然更新による面積 (C+D)	- ha
	ぼう芽更新による面積(C)	- ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし
	天然下種更新による面積(I	) — ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人工造林	令和5年4月1日	ヒノキ	1.00ha	2,500本	A A = 11.68 A	幼齢木保護
(植栽・人工播種)	~ 令和5年5月31日	スギ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	具の設置
天 然 更 新	*	_				
(ぼう芽更新・	_		戈採が終了した日で ら起算して2年以内			_
天然下種更新)						
5年後において						
適確な更新が	_	_	— ha	- 本		=
なされない場合						

(3	3)	伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
2	備	誇

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

### ② 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月15日

	○○市長 殿					伐採の始期の 30~90 日前 であり、適正。
	伐採する者と伐採後の造 林をする者が異なる場合	住 所届出人	氏名	○○市△△町 ○○林業 代表取締役		(伐採する者(立木を買い 受けて伐採する者等)
	は、連名で届け出る。	住 所届出人	氏名	〇〇市〇〇町 森林 太郎	1 - 2 - 3	(
す。	ないとおり森林の立木を伐採したいので、系 で伐採は届出者のうち ○○林業 が所有する 森林の所在場所				定により届けと	番にまたがる場合
1	○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 123	4-1 番地,	1234-2	2番地		
2	伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり	)				
3	備考					

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

		住 所 ○○市△△町字□□123 届出人 氏名 ○○林業 代表取締役 林野 <u>次郎</u>
1	伐採の計画	全ての地番の合計面積を記載する。
	伐 採 面 積	3.30ha(うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha)
	伐 採 方 法	主伐 皆伐 択伐) · 間伐 伐採率 100%
	作業委託先	
	伐 採 樹 種	クヌギ、その他広葉樹
	伐 採 齢	45 (35~50)
	伐採の期間	令和 4 年11月 1 日 ~ 令和 5 年12月31日 <b>~</b> 90 日であり、適正
	集材方法	集材路・架線・その他 ( )
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m
2	備考	

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

### 造林計画書

住 所  $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc$ 町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

	の造林の計画 の方法別の造林面積等の計画		に係る伐採面積と一致しており、適正。	
造林	面積(A+B+C+D)			3. 30ha
人	工造林による面積(A+B)			— ha
7	植栽による面積(A)			— ha
	人工播種による面積(B)			— ha
天	然更新による面積(C+D)			3. 30ha
	ぼう芽更新による面積(C)			2. 20ha
	天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込 の他 ( 芽かき )	└み・ ・なし
	天然下種更新による面積(D	)		1. 10ha
	天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植辺その他()	・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算 して5年を超えない期間となっているため、適正。 天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。 (例) 3,000 本/ha×3.30ha = 9,900 本 5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足ら

ざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

/	YEALLY SOUND TO VENT	· > P1 F						
		造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策	
/	人 工 造 林 (植栽・人工播種)	_	-	— ha	- 本	_	_	
	天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日	クヌギ	2. 20ha 1. 10ha			防護柵の設置	
	5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ~ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3. 30ha	<b>4</b> 9,900本		防護柵の 設置	

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

2 備考

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

## ③ 伐採方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

	市町村長 殿	住 所 届出人 氏:	○○市○○B 名 森林 太郎	代採の始期の30~90 E 町 1 — 2 であり、適正。
す。	次のとおり森林の立木を伐採したいので、ネ , 本伐採は届出者である 森林太郎 が所有す		ものです。	
1	森林の所在場所 ○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234	4-1 番地,1234-2 番注	は該当する	が複数地番にまたがる場合 地番を全て記載する。
2	伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり			
3	備考			

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

戈採の計画 伐 採 面 積	全ての地番の合計面積を記載する。 2. 00ha (人工林2.00ha)	- 市町村森林整備計画に定め 木の伐採(主伐(択伐))の ・ 的な方法に照らして適正な・ 本となっているか?
伐 採 方 法	主伐(皆伐·捉伐) · 間伐	
作業委託先	○○森林組合	
伐 採 樹 種	ヒノキ	
伐 採 齢	60	伐採の始期が届出日以降 30
伐採の期間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月15日	∼90 日であり、適正
集材方法	集材路(架線・その他(	
集 材 路 の 場 合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m	
<b>#考</b>		-

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

### 造林計画書

住 所  $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc$ 町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画		<b>ぱに係る伐採面積と</b>	:一致しており、適	ie.			
(1) 造林の方法別の造造林面積(A+E				2. 00ha	a		
人工造林による	<u> </u>			ha	-		
植栽による面				ha			
人工播種によ				— ha	_		
天然更新による	面積(C+D)			2. 00ha	a		
ぼう芽更新に	よる面積(C)			— ha	a		
天然更新補	前助作業の有無	地表処	理・刈出し・ (	・植込み・ ) ・なし			
天然下種更新	による面積 (D)			2. 00ha	a		
天然更新補	前の有無	地表処	理・刈出し・ (	・植込み・ ) ・なし			
伐採が終了した日を含む年度の翌年 して5年を超えない期間となってい。			(例) 3, 0 5 年後にお	↑べき立木の本数に 00 本/ha×2.00ha× 3いて適確な更新が E植栽することとな	く0.4 = 2,400 本 完了していない	Σ.	
(2) 造林の方法別の造	林の計画	Γ					$\overline{1}$
	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策	
人 工 造 村 (植栽・大工播種	_	_	— ha	- 本			
天 然 更 新 (ぼう芽更新 天然下種更新)	• ~	その他広葉樹	2. 00ha			防護柵	
5年後において 適確な更新か なされない場合	~ ~	その他広葉樹	2. 00ha	2,400本		防護柵	
伐採が終了した日を含む年度の翌年 から起算して7年を超えない期間と り、かつ植栽が計画されているため、	なっておの用途に供	されること	となる場合の		然更新の完了の を計画する全面和		]

2 備考

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

### ④ 伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

	市町村長 殿	住所	〇〇市〇〇町1-2	伐採の始期の 30~90 日前 であり、適正。
		届出人 氏名		
す。	次のとおり森林の立木を伐採したいので、	森林法第10条の8第1	項の規定により届け	出ま
	。 本伐採は長期受委託契約に基づき 森林力	、郎 が所有する立木を付		- + + . 4% 7 4B Δ
1	森林の所在場所		伐採箇所が複数地番に   は該当する地番を全て	
	○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1	234-1 番地,1234-2 番地		
2	伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとお	<b>3</b> 9		

### 注意事項

備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場 合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造 林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3 届出人 氏名 △△森林組合 組合長 森林 花子

1	伐採の計画	全ての地番の合計面積を記載する。	
		2. 00ha	<ul><li></li></ul>
	伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐) 間伐 伐採率 30%	法に照らして適正な伐採率と なっているか? (伐採後の造林が必要となる
	作業委託先	_	ような、過大な伐採率となっていないことを確認)
	伐 採 樹 種	ヒノキ	
	伐 採 齢	35	( 大採の始期が届出日以降 30
	伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日	~90 日であり、適正
	集 材 方 法	集材路・架線・その他( )	
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m · 延長 m	

#### 2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

### 造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

-	伐採後の浩林の計画	:
1	1女/余俊(/):古林(/):計田	ı

地小下	V/刀伝がV/垣外国慎寺V/計	H			
造林	面積(A+B+C+D)				— ha
人	工造林による面積(A+B)	)			- ha
7	植栽による面積(A)			1	— ha
	人工播種による面積(B)		は更新を伴わない そであるため、伐採後		— ha
天	然更新による面積(C+D	の造	i林の計画は不要		— ha
	ぼう芽更新による面積(C)	)			— ha
	天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し その他(	•植ù )	込み・ ・なし
	天然下種更新による面積(	D)			- ha
	天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し その他(	•植ù )	込み・ ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 エ 造 林 (植栽・人工播種)						
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)	-	-	— ha			_
5年後において 適確な更新が なされない場合	_	_	— ha	- 本		_

(3	3)	伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
	/	:+v
2	頒	考

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

### ⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1	森林の所在場所
	○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地
2	伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり
3	備考

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 伐採計画書

住 所  $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc$ 町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎

1	伐採の計画		
	伐 採 面 積	0.50ha (人工林0.50ha)	
	伐 採 方 法	主伐(皆伐) 択伐) ·間伐   伐採率   100%	
	作業委託先	(有) □□林業	
	伐 採 樹 種	スギ	
	伐 採 齢	60	伐採の始期が届出日以降 30
	伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日	【 ∼90 日であり、適正
	集材方法	集材路・架線・その他( )	
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 100 m	

2 備考

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

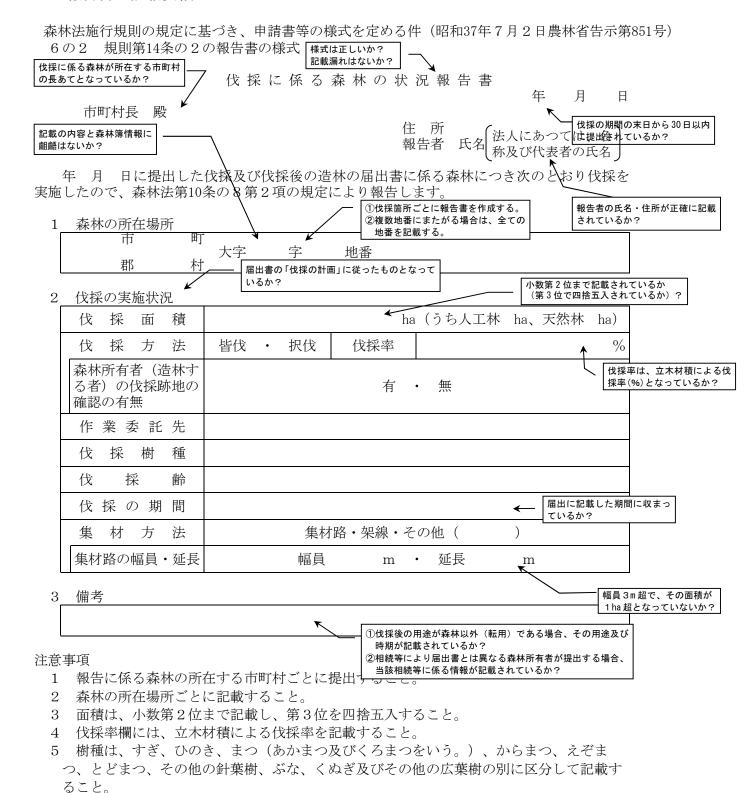
### 造林計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3 届出人 氏名 森林 太郎 \_\_\_\_\_

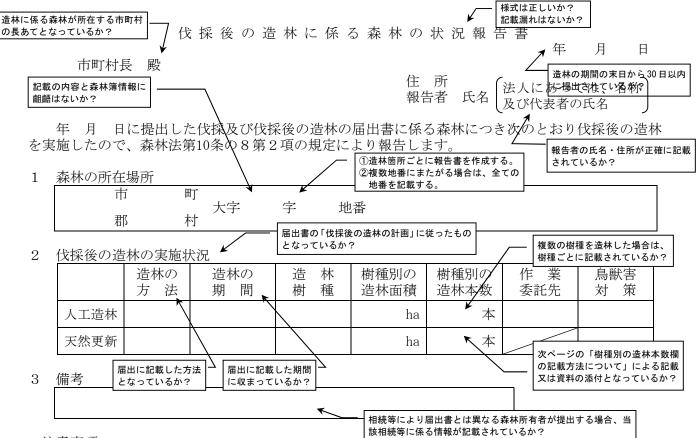
-	対 対 対 対 対 対 対 対 が が が が が が が が が が が が	面積等の計画				用途に供さ	いて森林以外の れることとなる 段後の造林の計画	
	造林面積(A+B+	C+D)			— ha	a		
	人工造林による面	積(A+B)			— ha	a		
	植栽による面積	(A)			— ha	a		
	人工播種による	面積(B)			— ha	a		
	天然更新による面	積(C+D)			— ha	a		
	ぼう芽更新によ	る面積(C)			— ha	a		
	天然更新補助	作業の有無	地表処 その他	理・刈出し・ (	・植込み・ )・なし			
	天然下種更新に	よる面積(D)			— ha	a		
	天然更新補助	作業の有無	地表処 その他	理・刈出し・	・植込み・ )・なし			
(2)	造林の方法別の造林の	の計画 /	/ text	後において森林以 、「5年後におい 外は記載不要。				
		造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策	
	人 工 造 林 (植栽・人工播種)	_	_	— ha	- 本	_	_	
	天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	_	_	— ha			_	
	5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ~ 令和11年3月31日	スギ	0. 50ha	1,500本		幼齢木保護 具の設置	
(3)	伐採後において森林 伐採後に宅地造成を				その用途	翌年度の を経過した に供されて	アした日を含む年度 別日から起算して5 日において(3)の用 いない場合には、そ 2年以内に森林に復	年まる
2	<b>着考</b>		I .	の用途が森林以外 その用途及び時期?		する旨の造 (ただし、	は 中の は は は は は は は は は は は は は は は は は は	る。 :場

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
  - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。

### 5 報告書の記載要領



6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○) | のように記載すること。



- 注意事項
  - 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
  - 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
  - 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
  - 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
  - 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
  - 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林 面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
  - 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
  - 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

#### 樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の<u>天然更新完了基準に定められた更新調査(標準地調査)の結果を元に造林本数欄に更新本数</u>を記載する。
- ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合(例えば、 小面積の伐採等)には、<u>造林地の写真その他の更新状況のわかる資料</u>\*を添付することにより、 「別添のとおり」と記載することができる。
- ※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

#### (資料の例)

- ・ 写真の場合:造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況(高さや成立本数)がわかる近景 写真(代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所)
- チェックリストの場合:以下のチェック項目を目視により確認。
  - ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
  - ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
  - ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

#### 報告書の記載例 6

### ① 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月20日 ○○市長 殿 〇 市 〇 市 | 伐採の期間の末日かり 日以内であり、適正。 伐採の期間の末日から30 報告者 氏名 森林 太郎 令和4年9月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐 採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。 複数地番にまたがる場合は、該 当する全ての地番を記載する。 森林の所在場所 ○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地 全ての地番の合計面積を記載する。 2 伐採の実施状況 伐採面積 2.00ha (うち人工林2.00ha) 伐採方法 (皆伐)・ 択伐 伐採率 100% 森林所有者(造林す る者)の伐採跡地の (有)・ 無 確認の有無 作業委託先 (有) ○○林業 伐 採 樹 種 スギ 伐 採 齢 50 伐採の期間 令和4年11月15日~令和4年12月10日 集材路・架線・その他( 集材方法 集材路の幅員・延長 幅員 3 m · 延長 500 m 3 備考

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞま つ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載す ること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○) 」のように記載すること。

### ② 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月15日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町 報告者 氏名 森林 太郎

延長 400m

伐採の期間の末日から30 日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐 採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

₩.G	大旭したりて、林州公	第10米の6第2項の規定により報告しより。
1	森林の所在場所	複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。
	〇〇市 △△町	大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地
2	伐採の実施状況	全ての地番の合計面積を記載する。
	伐 採 面 積	2.00ha(うち人工林0.00ha、天然林2.00ha)
	伐 採 方 法	皆伐 · 択伐 伐採率 40%
	森林所有者(造林する者)の伐採跡地の 確認の有無	有・ 無
	作業委託先	○○森林組合
	伐 採 樹 種	その他広葉樹
	伐 採 齢	50
	伐採の期間	令和4年10月1日~令和4年11月31日
	集材方法	集材路・架線・その他( )

3 備考

### 注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。

集材路の幅員・延長

- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

幅員

 $3 \, \mathrm{m}$ 

6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。

### ③ 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和5年4月20日

○○市長 殿

住 所 〇〇市〇一町 報告者 氏名 森林 太郎

(位採の期間の末日から 30日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐 採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1	森林の所在場所	
1	*************************************	

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が 1ha 以下であり、適正。

_	フィンド・・ フマルロ・アイレロ							
	伐 採 面 積	0.50ha(うち人工林0.50ha、天然林0.00ha)						
	伐 採 方 法	(皆伐) ・ 択伐   伐採率   100%						
	森林所有者(造林する者)の伐採跡地の 確認の有無	有・無						
	作業委託先	(有) □□林業						
	伐 採 樹 種	ヒノキ						
	伐 採 齢	50						
ſ	伐採の期間	令和5年3月12日~令和5年3月30日						
	集材方法	集材路・架線・その他 ( )						
	集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m						

3 備考

伐採後に宅地造成を予定(転用予定時期:令和6年2月)▶

注意事項

| 伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途及び時期を記載する。

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。

### ④ 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から30 日以内であり、適正。

令和5年5月31日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-4 報告者 氏名 森林 次郎 ←

令和4年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する 全ての地番を記載する。

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の 方 法	造林の 期 間	造 林 樹 種	樹種別の 造林面積	樹種別の 造林本数	作 業 委託先	鳥獣害 対策
>//		令和5年 4月1日	スギ	1. 00ha	2,500本		幼齢木保護
人工造林	植栽	~ 令和5年 5月18日	ヒノキ	1. 00ha	2,500本	(有)○○林業	具の設置
天然更新	_	_	_	_	_		_

3 備考

令和5年3月1日に森林太郎から相続(共有者:森林三郎ほか2名)

#### 注意事項

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまっ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林 面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

### ⑤ 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和10年7月10日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-3 報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する 全ての地番を記載する。

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	以床及 <sup>v</sup> <sup>2</sup> 运行 <sup>v</sup> <sup>2</sup> 关 <sup>他</sup> 代化								
	造林の	造林の	造林	樹種別の	樹種別の	作 業	鳥獣害		
	方 法	期間	樹種	造林面積	造林本数	委託先	対 策		
人工造林	_	_	_	_	_				
天然更新	ぼう芽更 新、天然	令和5年 12月21日 ∼	クヌギ	2. 20ha	7,000本		防護柵の		
八爪又和	下種更新	令和10年 6月18日	その他 広葉樹	1. 10ha	別添の とおり		設置		

3 備考

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

### (別添の例1)

造林地の写真 (撮影日:令和〇年〇月〇日)

> 造林地全体の遠景 (数枚)

更新樹種の生育状況(高さ や成立本数)がわかる近景 (代表的な更新樹種がわ かる近接写真を含む) (数枚)

### (別添の例2)

更新状況チェックリスト (確認日:令和〇年〇月〇日)

- ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
- ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

 $\square$ 

 $\square$ 

# 7 伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例

① 伐採及び集材に係るチェックリスト(例)	年	月	日
伐採する者:			
森林の所在場所:			
チェック項目		確認	
(1) <b>伐採の方法及び区域の設定</b> ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上でともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。③伐採する区域の明確化を行う。 ④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとといれらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採り、伐採を空間的・時間的に分散させる。	もに、そ		
(2) 林地保全に配慮した集材路注1)・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材が用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出収集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。 ③集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ④伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やで設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑪伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由なし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、発道作設指針注2)に基づく森林作業道として作設する。 ⑫幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面を超えていない。 注1)集材路:立木の伐採、搬出等のために株業機械等が一時的に走行することを目的とする仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区注2)「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整整第656元)	が は な な な な な な な な な な な な な		
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	•		

(4)生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等 の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	
<ul><li>(5)切土・盛土</li><li>①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。</li><li>②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。</li><li>③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。</li></ul>	
<ul><li>(6)路面の保護と排水の処理</li><li>①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。</li><li>②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。</li></ul>	
<ul><li>(7) 渓流横断箇所の処理</li><li>①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。</li><li>②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。</li></ul>	
<ul> <li>(8)作業実行上の配慮</li> <li>①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</li> <li>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。</li> <li>③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。</li> <li>④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。</li> <li>⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。</li> <li>⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。</li> </ul>	
<ul> <li>(9)事業実施後の整理</li> <li>①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。</li> <li>②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。</li> <li>③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</li> <li>④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。</li> </ul>	

## ② 搬出計画図 (例)

